

藤井寺市国民健康保険運営協議会資料

令和5年2月

藤井寺市健康福祉部保険年金課

令和5年度国民健康保険制度について

■令和5年度 藤井寺市保険料率（大阪府統一保険料率）

		本市保険料率			賦課限度額	
		所得割	均等割	平等割		国基準
5年度	医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円	65万円
	後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円	22万円
	介護分	2.61%	19,552円	0円	17万円	17万円
4年度 (現行)	医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円	65万円
	後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円	20万円
	介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円	17万円
比較	医療分	+0.47%	+1,876円	+1,593円	+2万円	0万円
	後期分	+0.31%	+1,158円	+1,074円	+1万円	+2万円
	介護分	+0.13%	+1,246円	0円	0万円	0万円

※藤井寺市保険料率と大阪府統一保険料率は同率

■賦課限度額

- 本市の賦課限度額は医療分を現行の63万円から65万円に、後期分を現行の19万円から20万円に引き上げ。

大阪府における保険料率の算定期間が改正政令の公布前であることから、1年遅れで国基準に引き上げを行う。

年度	本市（府統一）				国基準			
	医療分	後期分	介護分	計	医療分	後期分	介護分	計
3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	63万円	19万円	17万円	99万円
4年度	63万円	19万円	17万円	99万円	65万円	20万円	17万円	102万円
5年度	65万円	20万円	17万円	102万円	65万円	22万円	17万円	104万円

■出産育児一時金制度の改正（令和5年4月1日施行（予定））

- 出産育児一時金の支給額について、出産に係る経済的負担を軽減するため、令和5年4月1日出産分より出産育児一時金の本体支給額を現行の40.8万円から48.8万円に引き上げることとされ、産科医療補償制度の掛金1.2万円と併せて、出産育児一時金の支給総額は現行の42万円から50万円に引き上げることとなりました。これを受けて本市国民健康保険条例の一部改正を行い対応しようとするものです。

※出産育児一時金の支給額（産科医療補償制度の対象分娩の場合）

（改正前） 本体支給分 40.8万円 + 産科医療補償制度掛金 1.2万円 = 42万円

（改正後） 本体支給分 48.8万円 + 産科医療補償制度掛金 1.2万円 = 50万円

■保険料の軽減判定所得基準の見直し

●低所得世帯に対する保険料の軽減措置における保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり改正される（令和5年度税制改正大綱）。

軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の28.5万円から29万円に引き上げることとし、2割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の52万円から53.5万円に引き上げることとする。（7割軽減基準額の対象となる世帯については変更なし）

【現行】軽減判定所得

$$\begin{aligned} \text{7割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{5割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} + \underline{28.5\text{万円}} \times \text{被保険者数} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{2割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} + \underline{52\text{万円}} \times \text{被保険者数} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$



【改正後】軽減判定所得

(※変更なし)

$$\begin{aligned} \text{7割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{5割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} + \underline{29\text{万円}} \times \text{被保険者数} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{2割軽減基準額} &= \text{基礎控除額 (43万円)} + \underline{53.5\text{万円}} \times \text{被保険者数} \\ &+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者などの数} - 1) \end{aligned}$$

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

